

➤ 離職されたみなさまへ ◀

◆このパンフレットは、離職されたみなさまに特に重要なことを記載しています。詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。また、あわせて「離職票-2」の裏面もお読みください。

① 雇用保険の求職者給付とは

雇用保険の失業等給付には、失業された方が、安定した生活を送りつつ、1日も早く再就職できるよう求職活動を支援するための給付として、「求職者給付」があります。「求職者給付」には、一般被保険者に対する「基本手当」、高年齢継続被保険者(※1)に対する「高年齢求職者給付金」、短期雇用特例被保険者(※2)に対する「特例一時金」などがあります。

以下、最も代表的な「基本手当」(いわゆる失業手当)を中心に、その内容や手続きを説明します。

※1 同一の事業主に65歳に達する前から引き続いて、65歳以後雇用されている方

(船員であった方は生年月日により年齢要件が異なる場合があります)

※2 季節的業務に期間を定めて雇用されている方、季節的に入・離職されている方

失業の状態ですぐに働ける方は
受給資格決定の手続きを

病気、出産、育児などですぐには働けない方は
受給期間延長申請を

②以降を参照してください

4ページの⑩を参照してください

② 失業の状態ですぐに働ける方とは

離職し、「就職したいという積極的な意思といつでも就職できる能力(健康状態・家庭環境など)があり積極的に求職活動を行っているにもかかわらず、就職できない状態」にある方をいいます。

③ 次のような方は、原則として求職者給付の支給を受けられません

求職者給付(基本手当ほか)は、再就職をめざす方を支援する制度です。

原則として次に該当する方には支給されませんが、その状態によって支給可能になる場合もありますので、ハローワークにご相談ください。

- | | |
|--------------------------------------|---|
| ① 家事に専念する方 | ⑦ 自分の名義で事業を営んでいる方 |
| ② 昼間学生、または昼間学生と同様の状態と認められる等、学業に専念する方 | ⑧ 会社の役員等に就任している方
(就任の予定や名義だけの役員も含む) |
| ③ 家業に従事し職業に就くことができない方 | ⑨ 就職・就労中の方(試用期間を含む) |
| ④ 自営業を開始、または自営準備を開始する方 | ⑩ パート、アルバイト中の方 |
| ⑤ 次の就職が決まっている方 | ⑪ 同一事業所で就職、離職を繰り返しており、再び同一事業所に就職の予定がある方 |
| ⑥ 雇用保険の被保険者とならないような短時間就労のみを希望する方 | |



④ 求職者給付を受ける手続きは

雇用保険の求職者給付を受給するためには、みなさまの住所を管轄するハローワークへ、ご自身で求職申し込み（7ページ参照）などの手続きをしてください。

受給手続きに必要なもの

1. 離職票一1 → 氏名や口座番号などを記入してください。（〈記入例〉参照）
2. 離職票一2
3. 運転免許証または住民基本台帳カード（写真付き）
これらをお持ちでない方は、次の①～③のうち、異なる2種類をお持ちください。（コピー不可）
 - ① 旅券（パスポート）
 - ② 住民票記載事項証明書
（または住民票の写し・印鑑証明書）
 - ③ 国民健康保険被保険者証（健康保険被保険者証）
4. 本人の印鑑（自筆により署名される場合は不要）
5. 写真2枚
（最近の写真、正面上半身、約3.0cm×3.3cm）
6. 本人名義の預金通帳（一部の金融機関を除く）
ただし、金融機関指定届に金融機関の確認印があれば、通帳は必要ありません。
7. 船員であった方は船員保険失業保険証および船員手帳

〈記入例〉

求職者給付等払渡希望金融機関指定届				
フリガナ		ローマ字	タロウ	
届出者	1 氏名	労働 太郎		
	2 住所または居所	東京都千代田区霞ヶ関1の2の2		
払渡希望金融機関	3 名称	フリガナ	〇×ギンコウ △◇シデン	金融機関による確認印
	4 預金(貯金)通帳の記号(口座)番号	〇×銀行 △◇支店 1234567		
		金融機関コード	店舗コード	
		9 8 7 6	3 4 5	

◆船員であった方が、離職後、引き続き船員での就職を希望される場合は、地方運輸局での求職申し込み手続きをお願いします。

⑤ 求職者給付を受ける資格は【基本手当の受給資格】

- ◆ 原則として、**離職の日以前2年間に12か月以上**被保険者期間（※1）がある。
- ◆ 倒産・解雇等による離職の場合（特定受給資格者に該当）、期間の定めのある労働契約が更新されなかったことその他やむを得ない理由による離職の場合（特定理由離職者に該当）（※2）は、**離職の日以前1年間に6か月以上**被保険者期間がある。

※1 被保険者期間とは、雇用保険の被保険者であった期間のうち、離職日から1か月ごとに区切っていった期間に賃金支払いの基礎となった日数が11日以上ある月を1か月と計算します。

※2 特定受給資格者・特定理由離職者については3ページの◎をご参照ください。

《複数枚の離職票をお持ちの方は、短期間の離職票であっても全て提出してください》

- ★ 高年齢継続被保険者であった方に支給される高年齢求職者給付金、短期雇用特例被保険者であった方に支給される特例一時金は、**離職の日以前1年間に6か月以上**の被保険者期間が必要となります。

⑥ 1日当たりの給付額【基本手当日額】

失業している日に受給できる1日当たりの金額を「基本手当日額」といいます。

原則として、離職の日以前の6か月に毎月決まって支払われた賃金の合計を180で割って算出した金額（「賃金日額」といいます）のおよそ5～8割で、賃金の低い方ほど高い給付率となっています。

また、基本手当日額には、上限額・下限額が定められています。

◆ およその計算式

$$\left(\frac{\text{離職以前6か月の賃金の合計}}{180} \right) \times (\text{給付率 } 50\sim 80\% \text{ ※}) = \text{【基本手当日額】}$$

※ 60～64歳の方については45～80%

⑦ 基本手当の給付日数【所定給付日数】

◆ 定年、契約期間満了や自己都合退職の方

被保険者であった期間 退職時の満年齢	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
65歳未満	90日	120日	150日

◆ 障害者等の就職困難者

被保険者であった期間 退職時の満年齢	1年未満	1年以上
45歳未満	150日	300日
45歳以上65歳未満		360日

◆ 特定受給資格者・一部の特定理由離職者

被保険者であった期間 退職時の満年齢	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満			180日	210日	240日
35歳以上45歳未満	90日	180日	240日	240日	270日
45歳以上60歳未満				270日	330日
60歳以上65歳未満				150日	180日

次の方には、一時金を一括支給します。

◆ 高年齢継続被保険者（65歳以上で退職された方）

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
高年齢求職者給付金の額	30日分	50日分

◆ 短期雇用特例被保険者（季節的業務に就いていた方）

特例一時金の額	40日分
（暫定措置）	

船員であった方は生年月日により年齢要件が異なることがあります。

※「被保険者であった期間」には、今回離職した事業以前の雇用保険に加入していた期間を通算することができます。なお、通算には一定の条件がありますのでハローワークへお問い合わせください。

⑧ 支給の開始と期間【待期】給付制限【受給期間】

離職理由	解雇、定年、契約期間満了で離職	自己都合、懲戒解雇で離職
支給の開始	離職票を提出し、求職申し込みをしてから 7日間の失業している日（待期） が経過した後	離職票を提出し、求職申し込みをしてから 7日間の失業している日（待期）+3か月（給付制限） が経過した後
受給期間	離職の日の翌日から1年間 1年の間に所定給付日数を限度として支給します。受給期間を過ぎてしまうと、 給付日数が残っていても支給されません。（早めに手続きをしてください）	

※ 基本手当を受けるには、原則として4週間に1回の認定日に、失業の認定を受ける必要があります。

★ 高年齢継続被保険者であった方に支給される高年齢求職者給付金の受給期限（支給を受けることができる期限）は離職の日の翌日から1年を経過する日、短期雇用特例被保険者であった方に支給される特例一時金の受給期限は離職の日の翌日から6か月を経過する日となります。

⑨ 特定受給資格者、特定理由離職者とは

◆ 「特定受給資格者」「特定理由離職者」とは

特定受給資格者とは、倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた方であり、**特定理由離職者**とは、特定受給資格者以外で、期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと、その他やむを得ない理由により離職した方です。それぞれ該当者の範囲が定められています。

◆ 「特定受給資格者」「特定理由離職者」に該当するかどうかの判断

特定受給資格者・特定理由離職者に該当するかどうかの判断は、離職理由により、ハローワークが行います。離職理由の判定は、事業主が主張する離職理由と、離職者が主張する離職理由を把握し、それぞれの主張を確認できる資料による事実確認を行った上で、最終的にハローワークにて慎重に行います。

特定受給資格者および特定理由離職者の範囲と判断基準については、ハローワークにお問い合わせください。また、厚生労働省のホームページにパンフレットを掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/dl/koyouhoken03.pdf>

⑩ すぐに働くことができない方は…65歳未満で退職された場合は【受給期間延長】

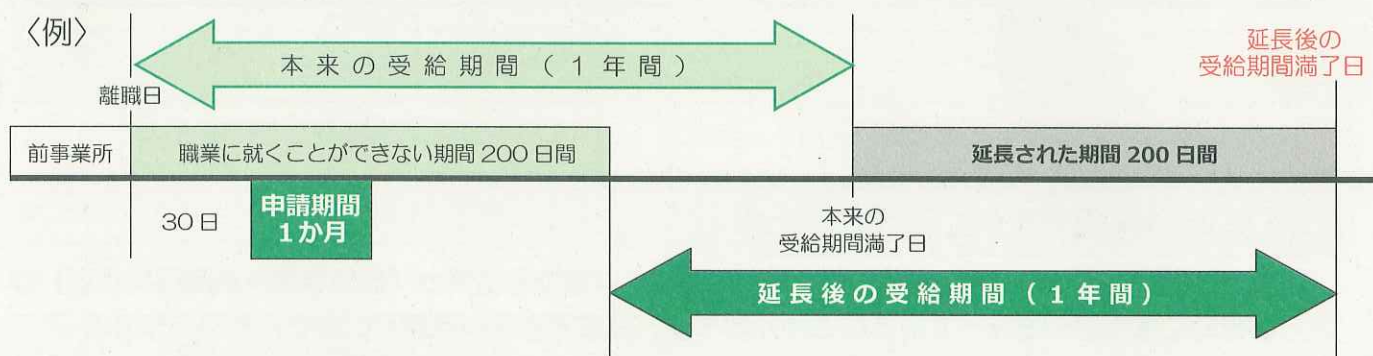
退職後1年の基本手当の受給期間内に、下記の理由で働くことができない状態が30日以上続いた場合は、受給期間を延長することができます。

また、教育訓練給付の受講を希望している方については、訓練を受けられる期間を延長することもできます。

- ① 病気やけがで働くことができない(健康保険の傷病手当、労災保険の休業補償を受給中の場合を含む)
- ② 妊娠・出産・育児(3歳未満に限る)などにより働くことができない
- ③ 親族の介護のため働くことができない
- ④ 60歳以上の定年等により退職して、しばらくの間休養する(船員であった方は年齢要件が異なります)

受給期間延長の申請手続き

延長理由	病気やけが、妊娠、出産、親族の介護 など	60歳以上の定年 など
申請期間	退職の日(働くことができなくなった日)の翌日から30日過ぎてから1か月以内	退職の日の翌日から2か月以内
延長期間	(本来の受給期間) 1年 + (働くことができない期間) 最長3年間	(本来の受給期間) 1年 + (休養したい期間) 最長1年間
提出書類	受給期間延長申請書、離職票-1、離職票-2、本人の印鑑(自筆により署名される場合は不要) ----- 延長理由を証明する書類	
提出方法	本人来所、郵送、代理の方(委任状が必要)	原則として本人来所
提出先	住所を管轄するハローワーク	



★ 高年齢継続被保険者であった方に支給される高年齢求職者給付金、短期特例被保険者であった方に支給される特例一時金については、受給期限(支給を受けることができる期限)の延長はできません。

⑪ 年金との併給調整について

65歳未満の方に支給される特別支給の老齢厚生年金・退職共済年金と雇用保険の基本手当は同時には受けられません。基本手当を受給するために求職の申込みをすると、基本手当の受給が終了するまでの期間、老齢厚生年金・退職共済年金が全額支給停止になります。

詳細は、お近くの**日本年金機構の各年金事務所**へご確認ください。

⑫ 国民健康保険料(税)の軽減について

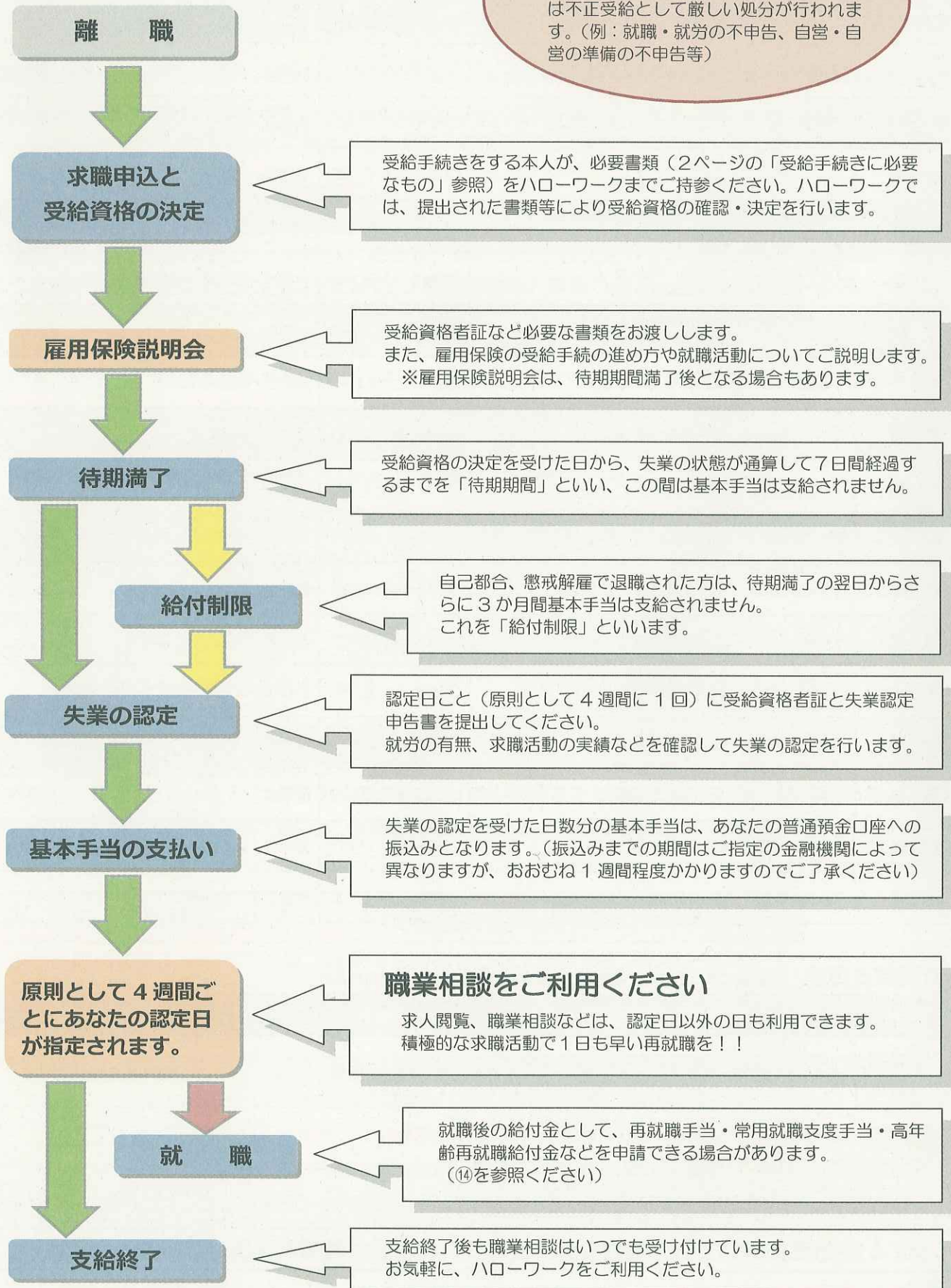
特定受給資格者・特定理由離職者として基本手当を受ける方には、国民健康保険料(税)が軽減される制度があります。(高年齢受給資格者・特例受給資格者は軽減制度の対象にはなりません)

軽減を受けるためには届け出が必要となります。詳細は、**お住まいの市町村の国民健康保険担当**へご確認ください。

⑬ 基本手当の受給手続きの流れ

ご注意ください!

偽りその他不正の行為によって求職者給付を受け、または受けようとした場合は不正受給として厳しい処分が行われます。(例：就職・就労の不申告、自営・自営の準備の不申告等)



⑭ 早期の再就職に支給される手当

ハローワークに求職の申し込み（離職票の提出）をして、待期間を経過した後、早期に安定した職業に就いた（※1）方には、**再就職手当**を支給します。就職日の前日までの失業の認定を受けた上で、受給期間内に残っている基本手当の支給日数（支給残日数）が所定給付日数の3分の1以上〔3分の2以上〕ある場合は、支給残日数の5割〔6割〕に相当する日数に基本手当日額を乗じた額（1円未満は切り捨て）を受給できます（※2）。受給には一定の要件を満たすことが必要です。

※1 雇用保険の被保険者となる場合や、事業主となって雇用保険の被保険者を雇用する場合など。

※2 安定した職業についた日が平成23年7月31日までの方は、支給額などが異なります。

また、受給期間内に所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上を残して再就職手当の支給対象とならない常用雇用等以外の形態（1年を超える見込みのない雇用）で就業した場合には、その就業日ごとに基本手当日額の3割（1円未満は切り捨て）の**就業手当**が支給されます。

なお、どちらの手当も、年齢により基本手当日額に上限額があります。

離職理由による給付制限を受けた方は、待期間の満了後1か月間は、ハローワークまたは職業紹介事業者の紹介で就職された場合のみ再就職手当・就業手当が支給されます。

上記の手当以外にも「常用就職支度手当」があります。いずれの手当も支給要件などの詳細については、ハローワークにお問い合わせください。

60歳以降に再就職した方には・・・

離職後に基本手当を受給している60歳以上65歳未満の方が、支給日数を100日以上残した状態で再就職（1年を超える雇用見込み）して被保険者となり、再就職後の各月の賃金が賃金日額の30日分と比べて75%未満である場合には、**高年齢再就職給付金**が支給されます（各月に支払われた賃金の15%が限度となります）。

ただし、基本手当の受給資格に係る離職の日において、被保険者期間が5年以上あることが必要です。

なお、同一の就職で再就職手当と高年齢再就職給付金の双方の支給要件を満たす場合は、どちらか一方のみの支給となります。

また、基本手当や再就職手当等の支給を受けずに再就職して被保険者となられた60歳以上65歳未満の方には、支給要件を満たした場合、**高年齢雇用継続基本給付金**が支給されます。

失業した方が創業した場合には・・・

【受給資格者創業支援助成金】

離職して雇用保険の受給資格の決定をされた方（決定された受給資格の被保険者であった期間が5年以上の方に限ります）が自ら創業し、創業後1年以内に継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）を雇い入れ、雇用保険の適用事業主となった場合に、創業に要した費用の3分の1を助成します（最大150万円まで）。創業後1年以内に雇用保険の被保険者を2名以上雇い入れた場合は、さらに50万円の上乗せがあります。

※「被保険者であった期間」には、今回離職した事業以前の雇用保険に加入していた期間を通算することができます。なお、通算には一定の条件がありますのでハローワークへお問い合わせください。

再就職の第一歩は、まずご自身をよく知ることから始まります。

これまでの職歴を棚卸しながら、次ページの記入例を参考に求職申込書をお書きください。

**再就職のために
ハローワークを活用して
職業相談を!!**

愛知県内ハローワーク(公共職業安定所)一覧表

雇用保険の手続きは住(居)所を管轄するハローワークで行ってください。

住(居)所が愛知県の方につきましては、次の表のとおりです。

ハローワーク (公共職業安定所)	所在地 (郵便番号)	電話番号	管轄区域
名古屋中	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南 1-21-5	052-582-8171	西区、中村区、中区、中川区、北区、北名古屋市、清須市、西春日井郡
名古屋南	〒456-8503 名古屋市熱田区旗屋 2-22-21	052-681-1211	瑞穂区、熱田区、港区、南区、緑区、豊明市
名古屋東	〒465-8609 名古屋市名東区平和が丘 1-2	052-774-1115	千種区、東区、昭和区、名東区、守山区、天白区、日進市、長久手市、愛知郡
豊橋	〒440-8507 豊橋市大国町 111 豊橋地方合同庁舎	0532-52-7192	豊橋市、田原市
岡崎	〒444-0813 岡崎市羽根町字北乾地 50-1 岡崎合同庁舎	0564-52-8609	岡崎市、額田郡
一宮	〒491-8509 一宮市八幡 4-8-7 一宮労働総合庁舎	0586-45-2048	一宮市、稲沢市(平和町を除く)
半田	〒475-8502 半田市宮路町 200-4 半田地方合同庁舎	0569-21-0023	半田市、常滑市、東海市、知多市、知多郡
瀬戸	〒489-0871 瀬戸市東長根町 86	0561-82-5123	瀬戸市、尾張旭市
豊田	〒471-8609 豊田市常盤町 3-25-7	0565-31-1400	豊田市、みよし市
津島	〒496-0042 津島市寺前町 2-3	0567-26-3158	津島市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡、稲沢市平和町
刈谷	〒448-8609 刈谷市若松町 1-46-3	0566-21-5001	刈谷市、安城市、知立市、高浜市、大府市
(碧南)	〒447-0865 碧南市浅間町 1-41-4	0566-41-0327	碧南市
西尾	〒445-0071 西尾市熊味町小松島 41-1	0563-56-3622	西尾市
犬山	〒484-8609 犬山市松本町 2-10	0568-61-2185	犬山市、江南市、岩倉市、丹羽郡
豊川	〒442-0888 豊川市千歳通 1-34	0533-86-3760	豊川市
(蒲郡)	〒443-0034 蒲郡市港町 16-9	0533-67-8609	蒲郡市
新城	〒441-1384 新城市西入船 24-1	0536-22-1160	新城市、北設楽郡
春日井	〒486-0807 春日井市大手町 2-135	0568-81-5135	春日井市、小牧市

地方運輸支局等 ※船員であった方で、離職後引き続き船員での就職を希望される方

地方運輸支局	所在地 (郵便番号)	電話番号	管轄区域
中部運輸局 船員労政課	〒460-8528 名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館 11階	052-952-8028	愛知県全域

※ 雇用保険の手続きは、月曜日～金曜日(休祝日・年末年始を除く)の8時30分～17時15分です。

(中部運輸局での手続きは月曜日～金曜日(休祝日・年末年始を除く)の9時～17時45分です。)

※ ご来所の際は、駐車場が限られていますので、なるべく公共交通機関をご利用いただくようお願いいたします。

詳しい手続きについては、最寄りのハローワーク(公共職業安定所)にお尋ねください。



厚生労働省 愛知労働局 ハローワーク